

平成25年（ワ）第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

2014（平成26）年1月14日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

平成25年（ワ）第38号、同第175号原告ら訴訟復代理人
同第94号原告ら訴訟代理人

弁護士 竹 村 和 也

被告東京電力に対する損害賠償請求について準備書面（15）の要旨を陳述いたします。

1 原告らは、被告東京電力に対し、「平穏な生活をする権利」を侵害されたとして、民法709条に基づき慰謝料を請求しています。これに対して、被告東京電力は、原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除されるため、民法上の不法行為に基づいて損害賠償を求めることはそもそもできないと主張しています。

2 しかし、原賠法3条1項は原子力事業者の無過失責任を定めたもので、原子力事業者に対する民法709条の適用を排除するものではありません。

そもそも、原賠法3条1項は、その文言上、原子力事業者に対する損害賠償請求について、民法709条の適用を排除するとは定めていません。

そして、原賠法1条が定める①被害者の保護と②原子力事業の健全な発達という2つの目的に照らしても、原賠法3条1項は民法709条の適用を排除すると解釈することはできません。つまり、①被害者保護との関係については、原賠法3条1項に基づく請求をするか、民法709条による請求をするかは被害者の選択に委ねれば良く、民法709条の適用を排除するという解釈は被害者保護に資するものではありませんし、②原子力事業の健全な発達との関係についても、加害企業が故意又は過失によって発生した損害を賠償する責任を負うことは、わが国の私法上の当然の原則であって、故意又は過失がある場合において原子力事業者が民法709条の責任を負担するとしても、原子力事業者の健全な発達を阻害することにはならないのです。

さらに、原賠法4条1項は、原子力事業者以外の者は、原子力損害の賠償責任を負わないことを規定している一方で、原子力事業者の責任については一切規定していません。このことから、原子力事業者については、民法709条を含む原子力損害賠償責任は排除されていないと解釈されるのです。

3 つぎに、本件では、いずれにしても、原子力事業者の過失の種類・程度が審理の対象となることについて述べます。原子力事業者に対する慰謝料請求においては、民法709条に基づく請求であろうが、原賠法3条1項に基づく請求であろうが、その損害額の算定のために原子力事業者の過失の種類・程度が審理の対象となるのです。

すなわち、不法行為に基づく慰謝料請求事件においては、「加害者の故意・過失の種類・程度を斟酌」するのが判例及び通説であり、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求がなされた場合においても、民法709条に基づく損害賠償請求と同様に、原子力事業者の過失の種類・程度が斟酌されるべきです。

なお、原子力損害賠償紛争審査会が作成した、いわゆる「中間指針」は、精神的損害の賠償基準について定めています。この賠償基準は、損害額の算定について加害者の故意過失等の非難性を抜きにして判断するために自動車損害賠償方

式を参考にしたものです。このことは、原子力損害のうち精神的損害に関する事件が裁判に持ち込まれた場合には、加害者である被告東京電力の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきであるという「指針」を、中間指針が示していることを意味しています。

- 4 既に述べたように民法709条に基づく本件損害賠償請求が認められることは明らかですが、民法709条に基づく請求を主位的請求としつつ、予備的に、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求を申し立てます。

以 上